

正 改
小 學
作 法
教 授 書

三

新編表音教本目次
第 五 室
冊 號 架 函

K121.1
3

小學作法教授書卷之三

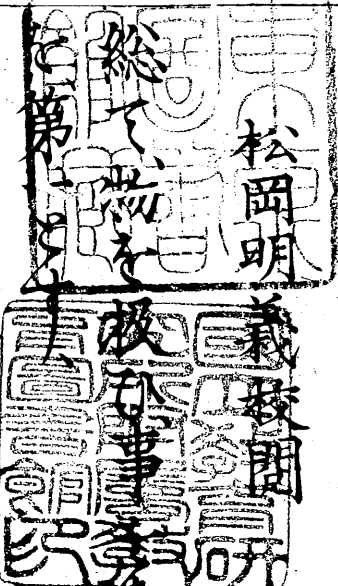
明治十九年四月二十日 教育會

松岡明

義校園

中野豊記 編輯
中澤 中

一



凡テ物ヲ扱ヒ事ヲ為スニ能ク心ヲ用フル片

ハ假令一々作法ヲ知り辨ヘストモ禮ヲ失フ

ノ甚シキニ至ラサルヘシ若シ又之ニ反シテ

心ヲ用ヒサル時ハ如何ニ作法ヲ習ヒ覺エタ

リトモ必ス過チテ禮ヲ失フコト多カルヘシ

教授書

卷之三

二

故ニ事ニ心ヲ用フルハ作法ヲ守ルノ一法ナ
 リ
 何事にても男子ハ心さましく執り行ひ
 女子ハやまらうに仕習ふべし
 男子ハ勇マシクノ快濶ナルヲ主トス故ニ精
 密ニ過キ細則ニ拘泥シテ其振舞ノ究屈ナル
 ハ却テ醜キ者ナレハ其所作濶濇ニメ法アラ
 ン事ヲ務ムヘシ然レ氏粗暴野鄙ヲ以テ濶濇
 ト誤ルコト勿レ又女子ハ嚴ニメ閑雅ナルヲ主
 トス故ニ其所作法アリテ柔和ナランコトヲ務

三

ムヘシ然レ氏卑屈ヲ以テ柔和ト誤ルコト勿レ
 平生慎みてをやりこむを又ハいやまき、詞
 おどを遣ふべし

平生流行詞又ハ賤シキ詞ナトヲ遣フ片ハ尊
 長ノ前ニテモ不知不識此等ノ詞ヲ遣フ禮ヲ
 失フモノナリ又詞ノ賤シキハ聞苦シク且ツ
 人ニ卑メラル、モノナレハ常ニ慎ムヘシ

四

詞ハ丁寧にしてさなやかたうぶ
 己レヨリ年下ノモノ又ハ下賤ノ者ニ對シテ
 モ決シテ驕リタル詞ヲ遣フヘカラス己レ人

五
ニ對シテ詞ヲ丁寧ニスレハ人モ亦己レニ對シテ詞ヲ丁寧ニシテ自ラ輕侮セラル、一ナシ又詞ノ爽カナラサルハ聞キ取り難キモノナレハ常ニ心ヲ用ヒテ早詞片詞等ヲ遣フ一ナク且ツ受ケ答ハハツキリトナスヘシ人ト話モときハ人を止めて己れのみ語ると勿き、

六
大勢集リ又ハ相對メ談話スル片人ヲ止メテ己ノミ話セハ其人ハ勿論他人モ亦快カラヌモノナリ且聲ヲ高クシテ他人ノ話ヲ打ち消シ或ハ人ノ話ノ腰ヲ折ルナトハ皆無禮ナレハ能ク慎ムヘシ

己れの談話中ありとも他人言を出せるときハ己き志をらく止めて之を聞くべし、己レノ談話中他人若シ言ヲ發スル片ハ己レ暫ク止メテ先ツ其話ヲ聞クヘシ若其人己ノ話ヲ好マサレハ之ヲ止メ又其時ノ都合ニヨリ己ノ話ヲ盡スヘキ片ハ其人ノ話終ルノ後徐ニ前事ヲ繼キテ話シ決シテ人ト前後ヲ争ヒ又ハ同時ニ談話スヘカラス

七

人の悪事を談ド又ハ人を評するこゝなかれ、
人ノ悪事ヲ見聞シタリトテ之ヲ人ニ語ルヘ
カラス又人ノ智愚銳鈍貧富ナトヲ評スルハ
決シテ誤リナシト云フヘカラス又或ハ人ノ
悲歎ヲ醸シ或ハ人ノ憤怒ヲ招キ畢竟益ナク
シテ害アリ深ク慎ムヘシ

八

己札の解せざる事ハ人ふ話まごのらさず、
己ノ明了ナラサル事ヲ人ニ問フハ妨ナシト
雖モ之ヲ人ニ話シ又ハ人ニ答フヘカラス若
シ人ニ誤リヲ傳ヘハ己ハ勿論又他人ヲシテ

九

虚言ヲ吐カシムルニ至リ假令其事故意ニ非
スト雖モ其罪ハ免ルヘカラス加之事ニヨリ
テハ大害ヲ醸ス事アレハ尤モ慎ムヘシ
多言ハ人に嫌をもよものもれハ無用の談話
を、たまごのらさず

談話ヲ多クナス時ハ中ニハ粗漏モアリ誤リ
モアリ又人ノ忌疑ニ觸ル、事モアリテ遂ニ
ハ人ニ嫌ハレ時トシテ大害ヲ招ク事アレハ
常ニ多言ヲ慎ムヘシ持ニ婦人ハ多言ニシテ
禍ヲ醸ス事少ナカラサレハ幼少ノ時ヨリ能

ク心ヲ用フヘシ

⑩

凡て、話一を為さんとする時ハ先づ能く心を沈め、順序を逐ふを徐ふ語るべし

人心定マラサル時ハ其話モ亦錯亂スルモノナリ而メ話ニ順序ナキハ啻ニ聞苦敷ノミナラス又解シ難シ故ニ話ヲナスニハ心ヲ沈メ順序ヲ定ムル一ヲ緊要トナス而メ尊長ニハ兩手ヲ下ニ著キ我顔ヲ少シ脇へ背ケ同輩ニハ顔ヲ見合ス程ニナシ下賤ノモノニハ手ヲ膝ノ上ニ置キテ談話スヘシ凡テ人ニ口氣ヲ

⑪

及スハ無禮ナリ故ニ若シ近寄テ言フ片ハ手ニテ口ヲ覆フヘシ

不具の人にも勿論、其家内の人あても、之に類したる話一ハおまをべからば、

盲者ニ目ノ話ヲナシ跛者ニ足ノ事ヲ語ルハ勿論兄弟又ハ親類中ニ不具者アル人ニハ其不具者ニ似タル話ハ決シテ為スヘカラス若シ不圖其話ヲナスモ心付カハ速ニ他事ニ移スヘシ其他老人ニ目或ハ足ノ話病人ニ疾病或ハ死亡ノ話ナト人ノ忌ミ嫌フヘキ一ハ決シ

テ言フヘカラス

⑫ 不具の人たゞも決して、悔り笑ふべから
ば、

不具ノ人ハ醜キモノナレトモ皆疾病或ハ怪
我ナトノ己ヲ得サル不幸ヨリシテ不自由ノ
身トナリタルモノナレハ之ヲ憐ミテ決シテ
悔ルヘキモノニ非ス況ヤ人ハ形ノ羨醜ニヨ
リ尊卑ヲナスヘキモノニ非スシテ心ノ如何
ニヨルモノナルヲヤ豈之ヲ笑フヘケンヤ
人に過ちあることも、之を笑ふべからば、

⑬

人若シ過テ蹶キ倒レ或ハ物ヲ落シ或ハ物ヲ
覆シ又ハ事ヲ誤リ或ハ詞ヲ誤ル等ノノアリ
トモ之ヲ嘲リ笑フヘカラス凡テ人ヲ譏リ笑
フヘカラサルハ禮ナリ況ヤ過ハ其人ヲ毀譽
スルニ足ラサルヲヤ

⑭

我より賤しき人なりとも、決して見下す
べからば、

下男下女又ハ商人ナトニ對シテモ詞遣ヲ慎
ムハ勿論之ヲ遇スル事モ亦丁寧ニナスヘシ
又假令何程貧賤ナル人ナリトモ決シテ之ヲ

卑ミテ見下シタル扱ヲナシ或ハ之ヲ嘲弄ス
ル等ノ事アルヘカラス

⑮

人の話の中ハ志^しり^く問ひ返^まぶ^か
ら^ば、

談話中ニ暫々聞返サル、片ハ其人順序ヲ逐
フテ話シ難ク且ツ其人ノ話ニ心ヲ用ヒサル
ニ似テ失禮ナリ又人ト共ニ聞ク片已疑シト
テ聞返シ聞キ落シタリトテ問ヒ返ス片ハ他
人ノ妨ケトモナルヘキモノナレハ人ノ談話
ノ中ニハ聞返スヘカラス

⑯

話一の疑^もり^き所又ハ聞き落^{した}る^所
あら^ば話一終り^て之を聞^くべ^し。

人ノ話ニツキ己ノ疑ハシキ所又ハ聞キ落シ
タル所^ヲ問ハント欲セハ話ノ終リタル後已
ノ粗漏又ハ不肖ヲ謝シ何々ノ次ハ何如ナリ
シヤ何々トアリシハ何如ナル事ナリヤト順
序ヲ逐フテ徐ニ聞クヘシ

⑰

人の談話ハ假令^をか^りま^事あ^らま^とも^決
て^笑ふ^べい^らむ^べ。

人ノ談話中可笑シキ^コア^リトテ之ヲ笑ヘハ

其話ヲ聞キ落シ或ハ聞キ誤ルヲアルノミナ
ラス畢竟人ヲ尊敬セサルヨリ為スモノナレ
ハ失禮ナリ又共ニ聞ク人アラハ其人ノ妨ケ
トモナルモノナリ又人ニヨリテハ可笑シク
モナキマテ妄リニ笑フモノアレトモ此等
皆不作法ニシテ其様尤見苦シク且ツ人ニ卑
メラル、モノナレハ特ニ慎ムヘシ

⑤

凡て人の話を聞く時ハ心を沈めて、他事を
思ひ考ふべからば、

人ノ話ヲ聞クニ心ヲ用ヒサレハ或ハ聞キ誤
リ或ハ聞キ落シ或ハ其主旨ヲ誤リ或ハ入ラ
サル所ニ答ヲナシ或ハ答ヲ誤ルヲアリ此等
ハ皆人ノ話ヲ輕ンシ心ヲ用ヒサルヨリ生ス
ルモノニシテ尤モ無禮ノ事ナレハ必ス心ヲ
沈メテ他事ヲ思ヒ考フルヲナク一心ニ敬ミ
テ聞クヘシ

⑥

障子襖ハ跪きて、徐に、開閉せよ。

障子襖等ハ下座ノ方ニ開クヘシ若シ右ヘ開
カントセハ其右ノ方ニヨリテ常ノ如ク跪キ
左ノ手ヲ下ニ着キ右ノ手ニテ引手ヲ取り三

寸許り開キ右ノ手ヲ下ニ著キ左ノ手ヲ下ヨ
 リ八寸許リノ所ニアテ、開キ兩手ヲ著キテ
 摺リ入り柵ヲ越エテ上へ廻リ障子又ハ襖ノ
 方ニ向ヒテ跪キ左ノ手ヲ下ニ著キ右ノ手ニ
 テ八寸許リノ所ヲ持チテ閉サシ三寸許リ残
 シ右ノ手ヲ下ニ著キ左ノ手ニテ引手ヲ取り
 テ閉チ盡スヘシ但シ左へ開クトキハ右ノ反
 對ナリ凡テ戸又ハ障子ヲ開閉スルニハ疊ヲ
 敷タル所ニテハ必ス跪キ決シテ立タル儘ニ
 テナスヘカラス又人ヲ誘引シテ開閉スルニ

三

ハ片膝ヲ輕ク著キ開キタル方ニ下リテ扣ヘ
 人ノ通過スルヲ待チテ後閉ツヘシ
 閉ぢ盡さずして、少一、開き置くべからば、
 戸障子又ハ襖等ヲ閉サストキハ一度ニカヲ
 込メテ音ヲ発シ又ハ少シ開キ置ク等ハ凡テ
 無作法ナリ故ニ閉チ盡スマテ他ヲ見ルヘカ
 ラス

世

己れの開きたる時必ず閉づべし
 戸障子又ハ襖等ノ閉チアル所ヲ己開キタル
 片ハ少シノ間ナリトモ必ス之ヲ閉ツヘシ又

開キアル所ハ己之ヲ閉ツヘカラス若シ又後ニ入ル人アラハ閉チ盡サスシテ少シク開キ置クヘシ

③

板の間などにてハ腰を屈めて、開閉をばし、廊下又ハ勝手等ノ跪ク一能ハサル所ニテハ腰ヲ少シ屈メテ開閉スヘシ決シテ起チタル儘ニテナスヘカラス

③

衣服ハ二所にありて、徐ニ著るべし、衣服ヲ著ルニハ先ツ著ルヘキモノヲ一所ニ揃ヘ而シテ后チ順次ニ取リテ著ルヘシ歩々

③

帯ヲ纏ヒ袴ヲ著ル等當ニ不作法ナルノミナラス其著方モ亦正シキヲ得サルヘシ故ニ衣服ハ必ス一所ニ在リテ徐ニ著ルヘシ衣服ハ襟と、前とを整へ、袴ハ前と、後を揃へべし、

著物ヲ著ルニハ先ツ襟ヲ片手ニテ持チ徐ニ後ニ廻シ襟ヲ持チタル手ヨリ片袖ツ、通シ襟ト袖口トヲ整へ前ヲ合シ帯ヲ纏フヘシ袴ハ前ヲ兩手ニテ持チ先ツ左ノ足ヨリ入レテ前ヲ著ケテ後ニ緒ヲ結ヒ次ニ後ヲ著ケテ前

後ノ裾ヲ揃ヘ緒ヲ前ニ結フヘシ男女トモ衣服着様ノ整ハサルハ自ラ怠惰ニ見エ且ツ人ニ對シテ不敬ノモノナレハ衣服ヲ著ル片ハ勿論時々注意シテ正シクスヘシ然ル片ハ又自ラ嚴ニ見ユルモノナリ

廿五

帯ハ縫目を下ふな。能くの。て。正しく結ぶべし。

帯ハ縫目ヲ下ニナシ能ク縞ヲノシテ腰ノ所ニ纏ヒ端ヲ長ク出サス解ケサル様ニ正シク結フヘシ若シ下ニ過クレハ見苦シク上ニ過

廿六

クレハ身ニ害アリ

人の前ふて前を整へ又ハ帯を仕直ま。からず、他人ハ勿論假令父母兄弟ノ前ニテモ前ヲ整へ或ハ帯ヲ結ヒ直スヘカラス衣服ノ裏ヲ人ニ見スルハ無禮ナレハ能ク慎ムヘシ

廿七

衣服の善悪をいふべからず、

衣服ハ元寒暑ヲ凌ク為ノモノニシテ裝飾ノ為メニ非ス且ツ人各其分アリ故ニ父母ノ與ヘラレタル物ハ羨ナレハ之ヲ悦ヒ粗ナル氏之ヲ愛シ決シテ粗服ヲ嫌ヒ美服ヲ好ムヘ

(其)

カラス凡テ人如何ニ義服ヲ著タリトテ行儀正シカラサレハ甚タ賤シク又如何ニ粗服ヲ著タリトテ容儀嚴ナレハ自カラ尊ク見ユルモノナリ

人の衣服の善悪を評すべからば、

衣服ハ身分ニ應シテ父母ノ與フル物ナレハ他人如何ニ義服ヲ著タリトモ之ヲ妬ミテ譏ルヘカラス又如何ニ粗服ヲ著タリトモ之ヲ卑ノ笑フヘカラス又彼ハ粗ナリ是ハ美ナリナト比較品評スヘカラス

(其)

己れ好き衣服を著たりとも、決して人に、
たのぶるべからば、

己新ラシキ物又ハ美麗ナルモノヲ著タリトモ人ニ高振タル容態ヲナスヘカラス凡テ己好キモノヲ持タリトテ之ヲ人ニ驕ルハ實ニ卑シキ事ニシテ甚タ見苦敷モノナリ婦人ニハ間々衣服ノ善悪ヲ以テ人ニ誇リ人ニ耻ツルモノアレ氏心正直ナレハ外装ハ以テ榮耻トナスニ足ラス故ニ幼少ノ時ヨリ能ク戒メテ卑陋ノ振舞アルヘカラス

三

湯に入るときは先づ能く全身を洗ふ

湯ニ入ルニハ先ツ面ヲ洗ヒ次ニ手胷足ヲ洗フテ入り陸ニ上リテハ能ク全身ヲ洗ヒ清潔ニナスヘシ又浴ノ終リニハ揚リ湯ニテ全身ヲ洗ヒ水ニテ嗽ク可シ

卅

混浴に入りたる時ハ已を熱しとて妄りに水を入れしむべからず

混浴ハ己ノミ入ルモノニ非サレハ若シ熱クシテ堪ヘ難キハ他ノ人々ニ謀リ皆同意ナ

ラハ水ヲ入レシムヘシト雖モ漫リニ手ヲ打ち又ハ高聲ヲ出スヘカラズ

卅三

湯又ハ水を散らして人に及すことゝあかき

湯ノ中ニテ立ち躁キ又ハ陸ニテ水ヲ散ラシ或ハ湯ヲ流シ或ハ手拭ヲ振り或ハ立ナカラ湯水ヲ被リテ湯水ヲ人ニ及ホスアアルヘカラス

卅四

湯の内にありてたゞの聲を發せむべからず

湯ノ内外トモ高聲ニテ談笑スヘカラズ且ツ放歌高吟等ハ尤モ慎ムヘシ

世五

湯の内外ともふ他人の妨げをふまざるべし

浴場ハ混雜スル事多シ故ニ能ク心ヲ用ヒテ
他人ノ妨ケトナラサル事ヲ務ムヘシ人ヲ推
付ケテ入り或ハ己ノミ多ク桶ヲ用ヒ或ハ場
所ヲ廣ク取り或ハ立躁ク等皆妨ケトナルヘ
キ事ナリ

世六

人の家には案内を請はずして入るべから
ず、

未タ知ラサル家ニハ勿論假令親類朋友ノ

世

家ナリトモ必ス案内ヲ請フヘシ取次ノ人出
来ラハ先丁寧ニ會釋シ知ラサル人ナル片ハ
己ノ名刺ヲ出スカ又ハ氏名ヲ告ケテ案内ヲ
待ツヘシ若シ屢々出入スル家ニテ案内ヲ要
セサル片ハ己ノ氏名ヲ名乗リテ入ルヘシ又
人アル室ニ入ル片ハ聲咳スルカ或ハ足音ヲ
高クシテ人ノ來ルヲ知ラシムヘシ
席に著く時ハ我ク坐まざるべし所より少し
下アツて坐まざるべし

己ノ坐スヘキ席ノ定リテアル片ニテモ直ニ

其席ニ就ク片ハ不遜ケ間シケレハ先ツ己ノ
席ヨリ少シク下リテ坐シ一應辭退シテ后徐
ニ其席ニ就クヘシ然レ氏餘リ謙遜シテ入口
又ハ他人ノ席ニ坐スル等ハ却テ無禮ナリ時
ヲ見合セ宜ニ後フヘシ

卅

座に就く時と起つ時ハ必ず、會釋まじり、
席上ニテハ座ニ就ク片先ツ己ノ席ヨリ少シ
下リテ坐シ會釋シテ進ニ座ニ就クヘキモノ
ナリ又起ツキハ少シク下リテ會釋ヲナスヘ
シ

卅

人の往来すまき所に在り坐まじりからば、
人ノ往来スヘキ所又ハ障子襖ナトヲ開閉ス
ルニ妨ケトナルヘキ所ニハ坐スヘカラス客
ニ行キタル片ハ特ニ心ヲ用フヘシ然ラサレ
ハ或ハ人ヲ煩ハシ或ハ人ヲシテ過タシムヘ
ケレハナリ

卅

人の前に坐すべからば、
他人ノ家ニテハ勿論平生ナリトモ柱壁戸障
子等凡テ物ニ倚リ掛リテ坐スルハ其様怠惰
ニシテ甚タ見苦シ又人ノ集リタル片等ハ心

ヲ用ヒテ人ノ前ニ坐スヘカラス是甚夕失禮ナリ

四

尊長より問ふ事ありとも、己れ差出で、答ふべからば、

尊長ヨリ問ハル、トアリテ已知リタル事ナリトモ人ニ先チ差出テ、答フヘカラス若シ己ニ問ハレタル片ハ知リタル儘ヲ丁寧ニ答フヘシ餘リ遠慮ニ過キ知リタル事ヲ知ラヌト云ハ却テ無禮ナリ然レ氏又知ラヌ事ヲ知リタル真似シテ答フルカ如キハ失禮ノ甚

シキモノナリ

四

祝の席にても、不吉の事をいふべからば、婚姻開業等凡テ祝賀ノ席及ヒ祝日等ニハ勇マシクシテ不吉ノ事ヲ語り又ハ人ノ忌ムヘキ事ヲ言フヘカラス

四

取次ふ出でた多時ハ坐して、拜禮止む、人來テ取次ニ出テタル片ハ式臺ノ上ニ下リ坐シテ丁寧ニ拜禮シ其人名刺ヲ出サハ之ヲ請取り若シ知ラサル人ニテ名刺ヲ出サハ片ハ其氏名ヲ問ヒ其口上ヲ内ニ取次クヘシ

若シ主人留守ナル片ハ其氏名ヲ聞キ置キ歸宅ノ後ニ其由ヲ告クヘシ又人多クノ記憶シ難キ片ハ紙ニ記シ置クヲヨシトス

四

取次をゐらば時ハ、たすき、まづだれを取りて、出づる

襷ヲ掛ケ前垂ヲ著ケ裾ヲ取り上ケ或ハ手拭ヲ被リタル儘ニテ取次ニ出ツルハ無禮ナレハ如何ニ忙ハシキ時ナリトモ必ス客儀ヲ正シテ出ツヘシ

五

客の、帽子、襟巻をど、踏まざる所、お収め

置

客ノ帽子襟巻又ハ包物等アラハ踏サル所ニ收メ置キ其人ノ歸ル片之ヲ整頓シテ出シ決シテ粗末ノ取扱ヒヲナスヘカラス

六

客ある時を、犬猫たりとも、たの聲にて叱るべからば

客ノ前ニテハ勿論假令席ヲ隔ツルトモ弟妹奴婢等ヲ叱リ又ハ犬猫ナトヲ高聲ニテ追フヘカラス人如何ニ盛饌ノ饗ヲ受クルモ若シ家内ニ不快ノ色又ハ不平ノ聲アル片ハ山海

④

ノ珍味モ頓チ其味ヲ變シ之ヲ受ケテ却テ心
 ヲ痛マシム故ニ能々慎ムヘシ
 書狀ちどもの、輕きものを進むるにハ跪きて、
 向を、おほしながら右の手に持ち、左の手
 を添へて、進むべし、

書狀ハ右手ニテ中程ヨリ下ヲ持チ帶ヨリ少
 シ高ク持チ出テ、跪キ右手ヲ以テ向ノ右隅
 ヲ持チ左手ヲ以テ手前ノ左隅ヲ持チ向キヲ
 直シナカラ右手ニ持チ左手ヲ添へテ進ムヘ
 シ但シ状箱ニ入りテ封ナキモノハ取出シテ

④

進メ封アルモノハ其儘ニテ進ムヘシ
 書物ハ跪きて、下に置き、向を直し、推し
 て進むべし、

字頭ヲ向フニナシ兩手ニテ兩脇ヲ持チ出テ
 跪キテ下ニ置キ左手ニテ手前ノ左隅右手ニ
 テ向ノ右隅ヲ持チ左へ半ハ廻シ又前ノ如ク
 持チ換へテ向へ廻シ左右ノ手ニテ手前ノ兩
 隅ヲ持チスコシク推シテ進ムヘシ二冊以上
 アルモノハ持チ出テサル前必ス順序ヲ改ム
 ヘシ

咒

檯の上へ進むるに、腰をかめて、一旦檯の上へ置き、向を直し、推して進むべし。

持手出テ、檯ノ三尺程手前ニテ一旦足ヲ揃ヘ下座ノ足ヨリ進ミテ腰ヲ屈シ檯ノ上ニ置クヘシ之ヲ進ムルニハ前條ト同シ但坐スルト立ツトノ差アルノ三凡テ檯ノ上ニ物ヲ進ムル片ハ檯ノ三尺程手前ニテ一旦足ヲ揃フヘシ以下之ヲ略シテ記セス

若し脇より進むる時ハ腰をかめて、客の左の脇へ置き、向を直さざりて、横へ推して進むべし。

辛

て進むべし。

若し客多ク居並ヒテ前ヨリ進ムル一能ハサル時ハ持手出テ、客ノ左ノ脇ニ進ミ腰ヲ屈メテ静ニ檯上ニ置キ向ヲ直サス其儘書籍ノ左辺ノ向ノ隅ヲ左手ニテ持手前ノ隅ヲ右手ニテ持手横ニ客ノ前ニ推シテ進ムシ煙草盆ノ類総テ之ニ同シ

五二

書物を下げるときハ跪きて、少引よせ向きをたのぼし、両手に持ちて、立ちかへし、人ノ前ヨリ書物ヲ下ケル片ハ三尺程手前ニ

五

テ跪キ夫ヨリ進ミテ少シ引キ寄セ進ムル片ノ如クシテ字頭ヲ向フニ直シ兩手ニ持チテ立チ還ルヘシ但シ向ヲ直ササルモ妨ナシ
 檯の上より下げるにハ、腰をかめて、なまこへ、前條ト同シ但物ヲ持チ先ツ上座ノ足ヨリ三足退キ一旦足ヲ揃へ上座へ廻リテ還ルヘシ凡テ檯ノ上ヨリ物ヲ下クル片ハ此如クスヘシ以下略シテ之ヲ記セス

五三

若し服より下げる時ハ、左の脇より、横ふ引よせ、向を直さずして、持ちかゝるべし、

五

正面ヨリ下クル一能ハサル片ハ進ムル片ノ如ク客ノ左ノ脇ニ進ミ腰ヲ屈メテ書物ノ左辺ノ向フノ隅ヲ左手ニテ持チ手前ノ隅ヲ右手ニテ持チ我前へ横ニ引キ寄セ左掌ニ据エ右手ヲ添へテ持チ還ルヘシ煙草盆等ヲ下クルモ之ニ同シ

煙草盆を出すにハ、火入を客の左りにおし、跪きて下にお置き、推して進むべし、

煙草盆ヲ進ムルニハ火器ヲ客ノ左ニ唾壺ヲ右ニナシ(若シ煙草盆方ナルカ又ハ圓キ片ハ

(五)

火器ヲ客ノ左ノ手前唾壺ヲ右ノ向フニ置ク
ヘシ(一)兩手ニテ持チ出テ跪キテ下ニ置キ左右
ノ手ニテ兩隅ヲ持チ推シテ進ムヘシ
煙草盆を下げる時ハ客の前に、跪き、兩
手にて、少引き寄せ、持ちて立ちかへる
べし

煙草盆ヲ收ムルニハ先ツ客ノ前ニ跪キ兩手
ニテ手前ノ兩隅ヲ持チ少シク引キ寄せ兩手
ニテ持チ立テ退クヘシ若シ火ヲ換フル片ハ
別ノ煙草盆ニ火ヲ入レテ換ヘ或ハ火器ノ三

ヲ換ヘ或ハ一旦下ケテ火ヲ入レ換ヘテ進ム
ヘシ別ノ煙草盆ヲ換フル片ハ法ノ如ク持チ
出テ跪キテ之ヲ已ノ右ノ股ニ置キ前ノモノ
ヲ引キ寄せ持チテ已ノ左ノ股ニ置キ新ニ持
チ出テタルモノヲ進メ前ノモノヲ持チテ退
クヘシ火器ノミヲ換フル片ハ先ツ跪キテ持
チ出テタル火器ヲ已ノ右ニ置キ煙草盆ヲ引
キ寄せ其中ノ火器ヲ出シテ已ノ左ノ股ニ置
キ新シキモノヲ入レテ進メ前ノ火器ヲ持チ
テ退クヘシ

⑤

火鉢を出てハ、煙草盆の、如くにまべり、
火鉢ハ進収トモニ煙草盆ト同シ但其形圓ナ
ル片ハ火筋ヲ右ノ中程ニ立テ方ナル片ハ客
ノ前ノ右方ニ立テ掛ケテ置キ火ハ能クオコ
リタルモノヲ出スヘシ若シ煙草盆ト火鉢ヲ
並へ出ス片ハ客ノ右膝ノ前ニ煙草盆左膝ノ
前ニ火鉢ヲ置クヘシ

⑥

若し、足ある時ハ二つの足を、客の方に、向
くべり、
足ノ三ツアルモノハ二ツヲ客ノ方ニ向ケ耳

⑦

又ハ取手ノアルモノハ之ヲ左右ニナシテ進
ムヘシ
凡て、足の三つある物ハ、客の方に、二つの足を
向くべり、
燭臺火鉢等足ノ三ツアルモノハ二ツノ足ヲ
客ノ方ニ向クヘシ若シ二個相對シテ出ス片
ハ二ツノ足ヲ向合スヘシ

⑧

茶を進む多にハ、臺を兩手にて持ち、跪きて
出すべり、

⑨

客若し、茶碗のこを取らハ、臺を持ちて

かつるべ、

茶碗ヲ臺ニ載セ兩手ニ持チ出テ跪キテ進ム
ヘシ容若シ茶碗ノミヲ取ラハ臺ヲ持チ還リ
臺ト共ニ取ラハ臺ヲモ置キテ還ルヘシ若シ
煙草盆火鉢等ノアル片ハ下座或ハ上座ノ方
ヨリ斜ニ進ノ或ハ之ヲ隔テ、置キ或ハ之ヲ
越シテ進ムヘカラス

卒

杖傘等を進むるにハ、右の手にて、中程
を持ち、左の手にて、末を、少しく下げて、持つべ
し。

六

杖傘等ハ右ノ手ニ中程ヲ持チ左ノ手ニ末ヲ
持チ出テ左ヲ少シク下ケ貴人ノ右ノ方ヨリ
捧クヘシ凡テ柄ノ頭ノ曲リタルモノハ其曲
リタル頭ヲ上ニナシテ進ムヘシ

手袋を、進むるにハ、指さきを、手前ふあし、
右の手に持ち、出さるべし。

右ヲ上ニナシテ重子指先ヲ手前ニ向ケ右手
ニ持チ左手ヲ添ヘテ進ムヘシ若シ受クル人
一度ニ取ラス先ツ右ノミヲ取ラハ一旦手前
ニ引キ右ヲ穿チ終ルヲ待チテ左ヲ進ムヘシ

⑤

小刀を進むるふハ柄を向ふにふし、右の手
に持ちて出まへし

小刀ハ又ノ方ヲ上ニナシ柄ヲ右手ニ持チ出
テ跪キテ柄ヲ向フニ直シ銘ヲ上ニナシ右手
ニ持チ左手ヲ添ヘテ進ムヘシ其他扇子ハ地
紙ヲ向フニ要ヲ手前ニ團扇ハ柄筆ハ穂ヲ右
ニナシ持チ出テ向ヲ直シテ進ムルヲ此式ニ
同シ

⑥

菓子を食べるには、両手の指めて、二つふ割
り、右の方より、食ふべし

懐中ヨリ紙ヲ出シ箸又ハ楊枝ニテ菓子ヲ取
リ帛ノ上ニ置キ箸ヲ収メ而ノ右手ニテ之ヲ
取り両手ノ指先ニテニツニ割リ左ノ方ヲ紙
ノ上ニ置キ右手ニ持チタル方ヲ食フヘシ若
シ紙ナクシテ左手ニ取りタル片及ヒ手ニ受
ケタル片ハ右ノ如クニツニ割リ左手ハ持チ
タルマ、左膝ノ上ニ置キ先ツ右ノ方ヲ食シ
又左ニ持タルモノヲ右ニ取り直シテ食フヘ
シ

⑦

饅頭などの中ふあんあるものハ之を散ら

さぬ様に喰ふべし、

饅頭又ハ蒸菓子等ヲニツニ割ル片ハ少シ割
リテハ之ヲ押シ合セ又少シ割リテハ之ヲ押
シ合スヘシ若シ一度ニ割ル片ハ餡ヲ散シテ
無禮ヲナスコトアリ又餅饅頭等ヲ食スルニハ
一口喰ヒテ跡ノ半月形ニナラサル為メ其傍
ヲ尚ニ口喰フヘシ

⑤

菓子ヲ喰ヒ餘リたる時ハ紙小包みて、袂
不入るべし、

凡テ菓子ナトヲ喰ヒ餘スハ失禮ナレハ之ヲ
取ラサル前ニ於テ食ヒ盡サル、ヤ否ヲ考ヘ
残サヌ様ニスヘシ若シ喰ヒ餘リタル片ハ紙
ニ包ミ（食事始マルカ又ハ歸ルトキ）袂ニ
入レテ持チ帰ルヘシ喰ヒ餘リタルヲ強テ食
ヒ飽キタル様子ヲナシ又ハ犬猫ナトニ與フ
ル等皆失禮ナリ、

⑥

茶を受るにハ、兩手にて取り、一旦下に置く
べし、

⑦

茶を吞むハ、茶碗を、右の手にて取り、左
の手を、下にあつべし、

臺ニ据エテ持チ來ラハ臺ト共ニ兩手ニテ受
ケ一旦下ニ置キ而シテ右手ニテ茶碗ヲ取リ
左手ヲ下ニ當テ、飲ミ飲ミ終ラハ臺ノ上ニ
置クヘシ

小學作法教授書卷ノ三終